

【高所作業車運転技能講習】受講資格・免除資格および証明書等の提出物一覧

	免除資格要件	免除科目	提出していただく書類等	申込時 PDF or JPEG データ送信	申込後 郵送で 原本提出
1	機械建設施工管理技術検定に合格した者	原動機に関する知識	機械建設施工管理技術検定の合格証の写し ※受講当日合格証を持参してください	○	×
2	自動車免許保有者 ※自動車免許保有者とは、大型、中型、準中型、普通免許、大型特殊の1種及び2種免許をさします。	原動機に関する知識	自動車運転免許証の写し ※受講当日免許証を持参してください	○	×
3	フォークリフト、ショベルローダー等運転技能講習修了者	原動機に関する知識	フォークリフト、ショベルローダー運転技能講習の修了証の写し ※受講当日修了証を持参してください	○	×
4	車両系建設機械運転技能講習(※)又は不整地運搬車運転技能講習を修了した者 ※車両系建設機械とは、整地・運搬・積み込み・掘削用、基礎工事用、解体用をさします。	原動機に関する知識	該当する技能講習修了証の写し ※受講当日修了証を持参してください	○	×
5	移動式クレーン運転士免許を所持する者 ※クレーンあるいはデリック運転士は不可	原動機に関する知識・運転に必要な一般事項に関する知識	移動式クレーン運転士免許証の写し ※受講当日免許証を持参してください	○	×
6	小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	原動機に関する知識・運転に必要な一般事項に関する知識	小型移動式クレーン運転技能講習修了証の写し ※受講当日修了証を持参してください	○	×

「マイナ免許証」の運用に伴う免除資格確認の変更について

～フォークリフト運転技能講習及び高所作業車運転技能講習に係る免除資格～

令和7年3月24日から“マイナ免許証”（免許情報が記録されたマイナンバーカード）の運用が開始されます。

“マイナ免許証”の運用に伴い、当協会のフォークリフト運転技能講習及び高所作業車運転技能講習の免除資格確認方法は、令和7年3月24日以降、次のとおり変わります。

（注）フォークリフト運転技能講習及び高所作業車運転技能講習（以下「フォークリフト運転技能講習等講習」という。）については、免除資格となる運転免許情報等の提示がない場合、受講することができません。

1 “マイナ免許証”によりフォークリフト運転技能講習等講習の免除資格を提示される場合

ア WEB申込時の手続き

「マイナ免許証読み取りアプリ」（*）等に表示された運転免許情報（氏名、免許種別、有効期間など）のダウンロード（PDF 又は JPEG）をWEB申込「マイページ」の「提出書類」タブから提出（送信）してください。

* 「マイナ免許証読み取りアプリ」の取得等については、「マイナ免許証読み取りアプリ」専用サイト：<https://myna-menkyo-app.npa.go.jp>」等を確認してください。

イ 受講当日の手続き

受講当日、“マイナーカード”を用いて受講者所有のスマートフォン等の「マイナ免許証読み取りアプリ」等に運転免許情報を表示し、同情報を提示してください。

2 従来の「運転免許証」によりフォークリフト運転技能講習等講習の免除資格を提示される場合

令和7年3月24日以降もこれまでと同様、

ア WEB申込時の手続き

「運転免許証」の写し（PDF 又は JPEG）をWEB申込「マイページ」の「提出書類」タブから提出（送信）してください。

イ 受講当日の手続き

受講当日、「運転免許証」を提示してください。